

長崎南部森林組合は「健康経営」をはじめました。

長崎県と協会けんぽ長崎支部が行う「健康経営」宣言事業に取り組んでいます。
「健康経営とは、従業員の健康を組合の財産ととらえ、組合の成長のために、従業員の健康づくりに組合が積極的に取り組むことをいいます。

従業員の健康づくりは、単に病気をさせない・欠勤させないための「コスト」ではなく、仕事への意欲や組合との絆を強め、一緒に成長することを促すための「投資」です。従業員が健康に長く働ける環境を整えることで、労働力の不足を防ぐことにもつながります。」

(健康経営宣言事業リーフレットより)

健康経営宣言事業の5つの取り組み

1. 生活習慣病予防健診受診向上への取り組み
 - ・35歳以上の全員が受診（35歳以下は定期健康診断を受診）
 - ・50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施
2. 健診受診結果による治療の徹底と保健指導の活用への取り組み
 - ・特定保健指導の面談を対象者全員に実施
 - ・要治療、精密検査の該当者へ受診を促進
3. 事業所全体で継続的な健康増進や改善に向けた取り組み
 - ・健康に関する情報を月1回程度全員へ発信
 - ・年1回、健康をテーマとした研修を実施
4. 禁煙・受動喫煙防止に向けた取り組み
 - ・全ての事業場において、屋内全面禁煙
5. メンタルヘルスへの取り組み
 - ・メンタルヘルスに関する相談窓口の実施

